

委 託 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名

個人防護具（以下「物資」という。）の受領及び保管業務

（2）委託業務の内容

別紙の「個人防護具の受領及び保管業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を遂行しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、次の各号に定める費用をそれぞれ各号で定める方法で計算した金額を合わせた額に消費税及び地方消費税相当額（当該金額に円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）を加えた金額とする。

（1）保管料 物資の保管に使用した坪数に一坪あたり月額金〇〇〇〇円を乗じた額

（2）入庫料 入庫した箱数に一箱あたり金〇〇〇円を乗じた額。ただし、県が保有している物資についてはこの限りではない。

2 前項第1号の保管料は、月中に使用坪数が変動した場合は、最大坪数を適用して計算するものとし、保管日数が1か月に満たない場合も、1か月として計算するものとする。

3 第1項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に100分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、本契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して毎月委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来高部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来高部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(寄託価額等の通知)

第14条 寄託価額とは、保管するために預ける物資の価値に相当する金額とする。

2 甲は、第1条に基づく本業務の乙への委託に当たり、物資の寄託金額及び次の必要事項をあらかじめ書面にて乙に通知しなければならない。

(1) 保管、荷役、輸送等において特別に注意すべき事項

(2) 寄託その他業務の委託に関し必要な事項

3 乙は、甲が前項の通知を怠ったことにより生じた物資の損害については、第17条の規定にかかわらず損害賠償の責任を負わない。

(責任の範囲及び通知義務)

- 第15条 物資に関する乙の管理責任は、甲又は甲の指定する運送人等から物資を受け取った時に始まり、甲又は甲の指定する荷受人（以下「顧客」という。）に物資を引き渡した時に終了する。ただし、この期間内に物資が甲若しくは関係者の管理に移ったとき、又は天災地変等の不可抗力が発生したときは、以後、乙は管理責任を負わない。
- 3 乙は、第1条に基づく本業務の履行中に遅延又は物資に損害を生じ、あるいは生じる恐れがある場合には遅滞なく甲に通知する。この場合、甲は、乙に対して速やかに対応措置の指示を与え、乙はこれに従うものとする。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、この契約に基づく業務の履行に際して、乙又は乙の使用人の故意又は重大な過失により甲から受託した物資について滅失、損傷、変質等の損害を与えたときには、甲に対してその損害を賠償する。
- 2 乙は、この契約に基づく業務の履行に際して、乙若しくは乙の使用人の故意又は重大な過失により甲から受託した物資について本業務の遅延又は物資の延着による損害を与えたときには、当該物資に係る第4条に基づく委託料の総額を限度として、甲に対してその損害を賠償する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、乙は損害賠償の責めを免れる。
- (1) 風水害、地震、落雷等の天変地異による損害
 - (2) 物資自体の瑕疵に起因する損害
 - (3) 外装梱包のある物資については、物資に異常のない外装梱包の軽微な擦れ、へこみ等
 - (4) 情報システムの不具合、通信回線の不具合若しくは断絶又は社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害
 - (5) 甲の指示又は承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害
 - (6) その他、乙の責に因らない損害、不可抗力による損害
- 4 本条第1項の物資の損害賠償額は、甲が第14条第2項で通知した寄託価額に基づいて算定する。
- 5 本条第1項及び第2項の損害賠償請求権については、甲の承諾を得ない限り、乙は、第10条で定める委託料請求権と相殺できないものとする。

(火災保険)

- 第17条 乙は、甲からの書面による特段の意思表示がない限り、甲の物資に対する火災保険を、乙の定める火災保険会社にて、乙の費用負担で付保するものとする。
- 2 火災事故により甲の物資に滅失又は損傷を生じたときは、第14条第2項で通知した寄託価額により損害の程度に応じて損害金額を算定する。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年11月5日

甲 徳 島 県

徳島県知事 後藤田 正純

印

乙 ○○県○○市○○町
○○○○

○○ ○○ 印